

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年7月12日（平成28年（行情）諮問第460号）

答申日：平成28年11月14日（平成28年度（行情）答申第514号）

事件名：27年施行簿（総務課）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「27年施行簿。＊電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。
＊＊2015.9.24一本本B948（平成27年11月18日付防官
文第18130号）で掲載された以降の情報が掲載されたものを希望。」
（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、以下に掲げる7文
書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開
示とした決定は、妥当である。

- 文書1 27年施行簿（6月）（総務課）
- 文書2 27年施行簿（7月）（総務課）
- 文書3 27年施行簿（8月）（総務課）
- 文書4 27年施行簿（9月）（総務課）
- 文書5 27年施行簿（10月）（総務課）
- 文書6 27年施行簿（11月）（総務課）
- 文書7 27年施行簿（12月）（総務課）

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3
条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成28年3月4日付
け防官文第3815号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」と
いう。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その
取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、紙媒体があれば、その特定・開示を求める。
- (2) 本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料
を改めて提示すべきである。
- (3) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容
を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件開示請求に対しては、法9条1項の規定に基づき、平成28年3月4日付け防官文第3815号により一部開示決定（原処分）を行った。

本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 本件対象文書について

海上幕僚監部においては、平成27年1月以降文書決裁に一元的な文書管理システム（以下「システム」という。）による電子決裁が導入・試行され、発簡番号の付与はシステムにより自動的に行われることとなったため、紙媒体は保有していない。

3 法5条の該当性について

本件対象文書の文書6中、施行先の一部（以下「本件不開示部分」という。）については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

4 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「行政文書」に関する国の解釈に従い、本件対象文書の紙媒体についても特定するよう求めるとともに、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、本件対象文書の取扱いは、上記2のとおりシステム内で電磁的記録として管理することにより行っており、紙媒体は保有していない。

(2) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分のうち一部の不開示部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記3のとおり同条1号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年7月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月28日 | 審議 |
| ④ 同年10月26日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ 同年11月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、海上幕僚監部総務部総務課において施行がされた文書の一覧表である（本件開示請求の文言にある「平成27年11月18日付防官文第18130号」とは、別件開示請求において海上幕僚監部総務部総務課の行政文書に係る開示決定を行ったものである。）。

処分庁は、本件対象文書（電磁的記録）を特定し、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書の紙媒体の特定、本件不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（紙媒体の保有の有無）及び本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、上記第3の2及び4の（1）のとおり、本件対象文書についてはシステム内で電磁的記録として管理しているものである旨説明しているため、当審査会において、システムから本件対象文書を抽出・印字したものを確認したところ、コンピュータにより作成され、文書の施行日、文書番号、件名、起案者、施行方法等の情報が記された、施行文書1件につき1行の表形式の文書であることが認められた。

このような本件対象文書の性質に加え、他に紙媒体の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、防衛省において、本件対象文書の外に特定すべき文書（紙媒体）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示情報該当性について

本件不開示部分には、防衛省が施行した特定の文書が弁護士経由で送付された宛先である個人の氏名が記載されていることが認められる。

当該情報は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められない。

さらに、当該部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文

書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは
妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不
開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子